

中津川市立図書館サービス計画

中津川市立図書館

平成 27 年 3 月 13 日

>> 目次 <<

はじめに	1
第1章 計画策定にあたって	2
第1項 計画の目的	2
第2項 計画期間	2
第3項 関連法令や計画等との体系	2
第4項 中津川市における図書館サービスの現状と課題	3
（1）図書館利用と読書の推進サービス	3
（2）資料管理	3
（3）運営体制	4
（4）市民との協働	4
第2章 図書館の目指すべき方向性	6
第1項 基本理念	6
第2項 基本方針と重点施策	6
（1）地域の知の情報拠点を目指します	6
（2）市民の学び、文化交流を促進します	7
（3）市民と共に成長する図書館を目指します	7
第3章 サービス	8
第1項 充実した資料サービス	8
第2項 充実した地域サービス	9
第3項 充実した利用者サービス	9
第4項 充実したボランティア活動	10
第4章 資料	11
第1項 資料収集	11
第2項 資料収集の方針	11
第5章 管理運営体制	12
第1項 図書館の体制	12
（1）中央館、地域館、公民館図書室及びコーナーの役割	12
第2項 中央館の組織	13
第3項 開館時間	14
第4項 ボランティアの受入れ	14
第6章 学校図書館との連携	14
第1項 「中津川市子ども読書活動推進計画」関係	14
第2項 学校配本関係	15
第7章 施設	15
第1項 設備	15
第2項 システム	15
第3項 各種機器の活用	16

はじめに

生涯学習は、生活の向上、職業上の能力向上や自己の充実をめざし、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とします。人生のそれぞれの場面で必要となる学習を、可能な限り、しかも自らが選び、自己に適した手段や方法で生涯を通して行うものです。図書館はそんな個々人それぞれの営みであるスポーツ活動、文化活動、趣味、課題解決、レクリエーション、ボランティア活動等々、あらゆる活動を支える情報と場を提供する生涯学習施設のひとつです。さらに、児童青少年に向けては、学習はもちろん、彼らの人生に希望を与え、歩みを支えるだろう先人の経験や知恵がたくさん詰まっている場所であり、一冊の本との出会いが人生を左右することも稀ではありません。

図書館は、一見地味な存在ですが、その機能は実に多面的であり有能です。上手に活用することで、間違いなく私たちに成果物を与えてくれる優秀な公共施設でありながら、長年、特定の人のみが利用する施設としてのイメージが強かったのも確かです。そんな中、今、「新しい図書館像」への変化を遂げつつあり、旧来機能に加え、多角的なネットワークを持つ地域の情報拠点の役割を担ったり、本やそこでのイベントを通じた世代を越えた交流場所の拠点であったり、あるいは地域の産業おこしの知恵袋であったりと、町の中心的存在に様変わりし始めています。

一方、国では平成 13 年、『子ども読書活動の推進に関する法律』を制定しました。この法律の基本理念には、「読書活動は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの（抜粋）」と明記されています。読書の大切さを法で定めた画期的なものとなりました。加えて、平成 17 年には、『文字・活字振興法』が制定され、ここには文字・活字文化を、「人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないもの（抜粋）」と位置付け、知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目指すとあります。また、平成 21 年の経済財政改革の基本方針に＜教育の再生＞がとりあげられ、初等中等教育における「徳育や読書・体験活動の充実」と、経済界までもが読書の重要性を掲げ、平成 22 年には、国を挙げての＜国民読書年＞として、読書の大切さをアピールする取り組みが全国で大きく展開されました。日本において、平成 10 年以降、図書館の重要性は全国で年を追って膨らんでおり、図書館が発するパワーが見直されるようになりました。

中津川市立図書館においても、「読書による人づくり」を合言葉に、0 歳から 100 歳まで、すべての市民が、いつでも、どこでも、だれでもが気軽に立ち寄れる楽しい空間であり、いつでも、どこでも、だれでもを力強く支援できる知の空間としての図書館づくりを目指し、2013 年 9 月議会において、全国でも珍しい『中津川市民読書基本条例』が全会一致で可決、制定されました。この条例を具体化していく道標として、今後の図書館活動の指針となる「図書館サービス計画」を立案するものです。

中津川市立図書館長 小林 光代

第1章 計画策定にあたって

第1項 計画の目的

国では、図書館法第7条第2項に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日文科科学省告示第172号）」が改正されました。

この改正は、図書館が地域を支える情報拠点を目指すべきとした「これからの図書館の在り方検討協力者会議」からの提言書「これからの図書館像」を踏まえ、平成20年の図書館法改正による図書館の運営状況に関する評価等の追加、さらには情報化の進展への対応など、これからの市町村立図書館が実施すべき図書館サービスの基準が示されています。

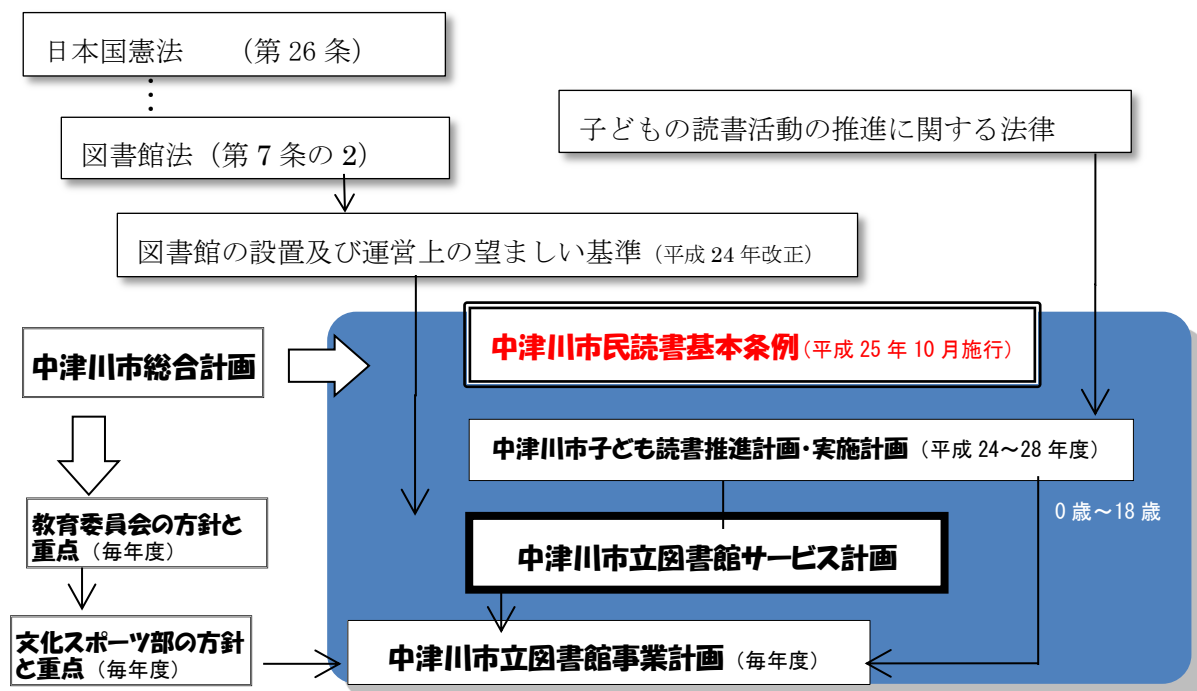
中津川市においては、これまで図書館が行うサービスに関わる計画は策定されていませんでした。しかし、平成24年には「子ども読書活動推進計画」・「実施計画」が策定され、さらに、平成25年には『中津川市民読書基本条例』（10/1施行）が制定されました。市民一人ひとりが読書を大切に思い、図書館は「地域の知の拠点施設」となるよう、中央館を中心に地域住民の身近にある図書館（室）におけるサービスの充実に一層力を入れて取り組みを始めました。また、家庭、学校、地域、その他関係機関等との連携・協力を図ることで、「読書による人づくりのまち」の実現を目指していきます。

これらを踏まえ、中津川市立図書館の現状的課題の把握と分析を行い、その解決に向けて基本の方針を定め、具体的なサービスと指標及び目標の設定を行うことで、市民と協働による図書館運営をより効果的かつ計画的に実施できるよう本計画を策定するものです。

第2項 計画期間

本計画は、特定の期間を設けず必要に応じてこれを見直すものとします。

第3項 関連法令や計画等との体系



第4項 中津川市における図書館サービスの現状と課題

(1) 図書館利用と読書の推進サービス

【現状】

- 中津川市図書館設置条例に定めている中津川市立図書館（中央館）と蛭川済美図書館（地域館）の2館に加え、市内公民館図書室（コーナー）11ヶ所へ配備している図書館システムネットワークやインターネットによって、貸出予約と週2回の配本、市内全域への図書館の貸借サービスを展開しています。
- 3ヵ月乳児への「ブックスタート事業」、保育園・幼稚園を対象とした訪問読み聞かせ「絵本で子育て人づくり事業」、市内の小・中学校への「団体貸出」など、乳幼児・児童生徒を対象とした読書活動支援を行っています。

【課題】

- ▼市内全域への配本サービスは利用拡大の余地があると考えられることから、積極的な広報活動や利用しやすい貸出・返却システムの構築が必要です。
- ▼中学生頃から図書館の貸出利用状況が減少する傾向があります。特に、成人男性の利用の少なさが目立ちます。これには、図書館による課題解決の支援、学習室環境の提供、開館時間の再検討など、利用者のニーズに応じた新たなサービスの展開が望まれます。
- ▼高齢化が進む中で、高齢者の居場所となりうる図書館サービスの展開が望まれています。
- ▼周辺地域の子どもが中央館を訪れる機会が少ない。

(2) 資料管理

【現状】

- 厳しい財政下にあって資料の購入や管理のための経費確保が困難な状況になっています。
- 新しい図書館サービスの展開や多様なニーズに応えるため、数多くの情報源の確保と蔵書の充実に努めています。
- 資料の充実を図る一方で、スペース的に資料の収集能力は飽和状態になっています。
- 平成22年1月に導入した図書館管理システムが平成26年12月に更新時期を迎え、平成27年1月から新システムとなりました。
- 公民館図書室に専門職員が配置されていません。

【課題】

- ▼公民館図書室や学校図書館の蔵書構成も考慮した市全体での効果的・効率的な図書資料費の活用が求められます。
- ▼書架スペースが飽和状態で、蔵書をはじめとする資料の増加への対応が難しくなっており、価値が失われた資料の除籍や一部資料のデジタル化などの創意工夫が必要となっています。
- ▼専門職員が配置されない公民館図書室では、資料の管理や除籍の判断に関して、中央館の職員やボランティアとの連携により進めていく必要性があります。
- ▼市民が必要としている資料・情報を的確に提供するため、より質の高い図書館管理システムの検討を継続します。

(3) 運営体制

【現状】

- 平成25年度から蛭川済美図書館の所管が蛭川総合事務所から市立図書館に移りました。
- 中央館は館長以下専任職員18名（司書14名）、地域館は館長（中央館と兼任）と専任職員2名（司書2名／うち1名は中央館と兼任）で運営しています。
- 公民館図書室（コーナー）は、地域の特性に応じて、兼任職員やボランティアによる運営支援など様々な形態で運営されています。
- 図書館施策の推進、読書支援や課題解決支援など、図書館がその機能を果たすために図書館職員は重要な存在であることを鑑み、専門職員として、研修会への参加や、日常業務の中からスキルアップを図り、知識の向上と経験の蓄積、きめ細やかな利用者サービスに努めています。

【課題】

- ▼中津川市の組織上、中央館、地域館、公民館図書室（コーナー）の運営や施設の維持は、図書館はもちろんのこと、教育委員会、生涯学習スポーツ課、定住推進課にまたがっており、関係所管の横の情報交換や連携をより一層強めることが求められます。
- ▼公民館における図書利用者サービスの地域格差を解消するために、公民館への図書関係専門職員を配置したうえで、中央館、地域館、公民館図書室（コーナー）の役割を明確にし、地域の実情に沿った管理運営ができるよう検討を行っていく必要があります。
- ▼蔵書構成を含め、各公民館図書室（コーナー）を特色づける工夫も必要です。
- ▼図書館に対するニーズに応え、居心地のよい図書館とするために、職員の数を確保し、資質の向上に努める必要があります。これらは公民館図書室（コーナー）も同様です。

(4) 市民との協働

【現状】

- 館内企画展示や「中津川えほんジャンボリー」、「はがきコンクール」などのイベントを協力して開催することにより、市民団体との協働を活発に進めています。
- 図書館のしくみを知り、関連する知識や技能を習得して図書館の運営を支援できるサポーターを養成する講座を開催しています。

※参考実績

【平成 26 年度行事】

行 事 名	主 催	図書館の関わり	備 考
図書館まつり	図書館	共催	
中津川えほんジャンボリー	同実行委員会	共催	
はがきコンクール	図書館		図書館くらぶ後援
月替り企画展示	図書館くらぶ	共催	
ミニゼミ	図書館くらぶ	共催	
百人一首大会	百人一首くらぶ	共催	

【平成 26 年度養成講座】

講座名	回数	実施日	人数
読み聞かせ初心者向け講座	3回	6/11、6/18、6/25	19名
読み聞かせスキルアップ講座	3回	9/10、9/17、9/24	11名
図書館サポーター養成講座（中央館）	4回	2/18、2/25、3/4、3/11	13名
図書館サポーター養成講座（付知）	3回	2/3、2/10、2/17	11名
図書館ジュニアサポーター養成講座	2回	7/24、適宜（夏休みイベントにて）	17名
視覚障がいのある方の支援ボランティア講座	3回	2/5、2/12、2/19	24名

【課題】

- ▼市民の活躍の場を生み出すには、より積極的な情報公開と市民協働への図書館職員のより積極的な関わりが求められます。
- ▼市民協働をすすめるため、受け入れ態勢の整備、受け入れ先の拡大などの仕組みを整えていく必要があります。
- ▼新たな人材の発掘・活用やサークルの立ち上げのための情報の収集・登録や支援体制を整える必要があります。

第2章 図書館の目指すべき方向性

第1項 基本理念

いつでも うれしい時もかなしい時も

どこでも 市内全域、家でも学校でも町中で

だれでも 男女年齢問わず、0歳から100歳まで

市民に役立ち、楽しく憩うことのできる図書館

第2項 基本方針と重点施策

(1) 市民に役立つ地域の知の情報拠点を目指します

【基本方針】

- ① すべての市民の趣味、生活、仕事、また、行政機関の政策立案など、様々な分野で課題解決支援を行います。
- ② 地域の実情に応じた情報提供サービスを行います。
- ③ 市内各地域の図書館（室）の充実に努め、地域の特色を活かした資料の収集・保存をすすめ、中央館を中心としたネットワークで結ぶことで、市全体で一つの大きな図書館を構築します。
- ④ 郷土の資料や情報を積極的に収集・整理・保存し、アーカイブ化を図り、情報発信に努めます。

【重点施策】

- ① 利用者の知的要望への充実
⇒あらゆる利用者に対して情報の有効活用を支援・促進します。
- ② 情報の収集と③レファレンスサービスの充実
⇒各種文献、郷土資料、官公庁発行資料、研究機関発行の専門資料等の収集に努め、検索や閲覧サービス等の提供に努めます。
- ④ 情報格差の解消と⑤中央館・地域館・公民館図書室との連携と整備
⇒図書館ネットワークの構築、配本システムの整備、中央館との連携強化により、市内の情報格差の解消をすすめます。
- ⑥ 郷土の情報の収集と発信
⇒中津川市に関する様々な情報を積極的に収集し、電子化による整理・保有に努め、インターネットを活用した情報発信に努めます。

(2) 市民の学び、文化交流を促進します

【基本方針】

- ① 情報を収集し活用する能力や読解力、豊かな心を身につけるためにも、幼児期から本に親しみ、読書習慣が形成される環境の醸成に努めます。
- ② 情報や、図書資料、図書館という場を通して市民間の交流の機会を創り出し、市民の生涯学習、文化の交流、地域コミュニティの活性化につながる図書館活動に取り組みます。

【重点施策】

- ① 調べ学習や自主学習ができる学習スペースを確保します。
- ② 気軽に立ち寄り、ゆったりと過ごし、人々が交流できる館内環境の整備に努めます。
- ③ 学校図書館と連携協力し、学校への配本サービスを拡大、充実させます。
- ④ 小中学校、高校の進路学習（キャリア教育）に役立つ資料を増やします。
- ⑤ 中津川市ゆかりの作家や芸術家等に焦点を当てた展示や企画を行います。
- ⑥ 読書推進や生涯学習の機会提供を目的とした講座や講演会を開催します。
- ⑦ 情報の発信や資料の保存収集まで、行政各部局が図書館を情報拠点として使いこなすことが市民サービス向上に結び付くことを訴え、連携をとって図書館活用につなげるよう啓発を図っていきます。
- ⑧ 図書館ボランティアや図書館サポーター、関係サークルの活動と協働して、市民の学びを促進していきます。
- ⑨ 講演会や講座の講師などの情報を収集し、市民の学習活動への活用を図ります。

(3) 市民と共に成長する図書館を目指します

【基本方針】

- ① 市民が気軽に関わり、図書館づくりに参加し、ともに歩む図書館づくりを目指します。
- ② 市民が求める高い水準のサービス提供に適応する図書館職員の資質向上に努めます。

【重点施策】

- ① 図書館ボランティアや図書館サポーター等の図書館支援の人材を養成する講座を開催します。
- ② 支援組織のない地区の解消に努めます。
- ③ 図書館ボランティアや図書館サポーター等に、生きがいにつなげる活動の場を提供します。

- ④ 図書館サービスの維持、向上を図るため、職員体制を整え、研修会への参加や日常の業務を通して、専門職としての質の高いサービスの提供に努めます。

第3章 サービス

第1項 充実した資料サービス

【基本】

- ・迅速、的確、質の高い資料提供
- ・暮らしのなかで抱く疑問、質問、調査研究支援
- ・各階層への読書活動の推進と学校図書館への支援
- ・印刷資料、電子資料によるハイブリッドサービス
- ・インターネットによるサービス
- ・郷土資料、地域資料の収集、整理、保存
- ・全市的図書館網の充実

<サービスの種類と方法>

① 館内閲覧サービス

- 利用者の求めに応じた多種多様の資料提供
- わかりやすい資料案内
- だれにもやさしい資料提供

② 館外貸出サービス

- 当館所蔵資料の積極的貸出し
- 当館にない資料の相互貸借による積極的貸出し
- 地域公民館図書室や地域事務所図書コーナーへの巡回配本
- 学校等への様々な分野の「テーマ本」の定期配本
- 幅広い利用者の要望に応えた貸出し

③ 図書館・読書案内サービス

- 「図書館だより」発行や館内展示(企画・日替・別置)の継続
- 各階層にあわせた多様な図書館イベントの開催
- 小中学校への様々な分野の「テーマ本」の配本
- だれにもわかる図書館案内・読書案内対応
- 子どもや保護者に向けた図書館の利用方法の案内と啓発

④ 予約・リクエストサービス

■すべての利用者からのリクエスト対応

■著作権に抵触しない範囲での複写提供

■幅広い利用者の要望への対応

⑤ 視聴サービス

■音楽資料、映像資料等の館内視聴

⑥ 情報発信サービス

■郷土に関して収集した資料や貴重資料のアーカイブ化と公開

■災害発生時等に最新情報が収集できる環境の整備

⑦ レファレンス・サービス

■調査・研究・暮らしの中で生じる様々な疑問に対し、図書資料から問題を解決する作業に、
図書館専門司書が利用者の求めにあった的確な資料を提供

⑧ レフェラル・サービス

■他の図書館や博物館、他研究機関、専門家への紹介などの情報提供

⑨ 障がい者サービス

■点字本、大活字本、音訳図書、布絵本の充実

第2項 充実した地域サービス

【基本】

- ・地域の特性を活かした図書室や図書コーナーの設置
- ・特徴を持った各地域コレクション
- ・中央館からの巡回による人的支援、及び、配本支援

第3項 充実した利用者サービス

【基本】

- ・各階層にあった多種多様な読書への導き
- ・丁寧な接客
- ・レファレンス・サービスの充実

<サービスの種類と方法>

① 児童サービス

■おはなし会や手作り絵本講座、各種イベントを実施

■「子ども読書の日」「子ども読書週間」にあわせた取り組み

■「中津川市子ども読書活動推進計画」にあわせた取り組み

■子どもにとって利用しやすいレファレンス

② ティーンズサービス

■レファレンス・読書相談・学習資料相談への対応

■学習室等の場の提供

■ヤングアダルトコーナーの充実

■職場体験の受入

③ 成人サービス

■レファレンスによる課題解決支援

■くつろぎやすい読書環境と場、機会の提供

④ 高齢者サービス

■安全、安心、自分の時間をゆっくり使った楽しみとなる読書環境への配慮

■大型活字本、音声、映像資料など、高齢者が利用しやすい図書資料の提供

■レファレンスによる課題解決支援

⑤ 多文化サービス

■市内に比較的多く在住する外国人の母国語による案内の設置(英語・中国語・ポルトガル語)

■レファレンスによる課題解決支援

⑥ 障がい者サービス

■安全、安心に利用できる読書環境の場の提供

■来館困難者への工夫

■レファレンスによる課題解決支援

⑦ 行政機関へのサービス

■行政職員が必要とする行政関係資料の収集・保存と提供

■市の情報拠点としての図書館に対する認識の浸透

■レファレンスによる課題解決支援

第4項 充実したボランティア活動

【基本】

- ・個々の生きがいにつながる活動
- ・多様な活動の場と機会の提供
- ・市民協働でつくる図書館
- ・知識や技術のスキルアップのための養成講座の実施

第4章 資料

第1項 資料収集

【基本】

- ・コンパクトな図書館として、蔵書数の増加にこだわらず、各館の蔵書構成に特徴を持たせ、相互に稼働率を高め、市内全域で大きな一つの図書館となす。

<収集の種類と方法>

① 基本的資料の収集

- 辞書、事典などの参考図書をはじめ、一般図書、児童図書、外国語図書など、各分野にわたる幅広い収集
- 新聞、雑誌など、社会的動向や市民ニーズに配慮した新鮮な情報の収集

② 地域館等資料の収集

- 特色ある地域コレクション

	収集資料の特色
中津川市立図書館	中津川市出身の著名人関係
蛭川済美図書館	鉱物、石関係
山口公民館図書室	島崎藤村、葉山嘉樹
坂下公民館図書室	阿寺断層、地層・断層関係
川上公民館図書室	健康関係
加子母公民館図書室	林業、トマト関係
付知公民館図書室	熊谷守一、木工関係
福岡公民館図書室	美術書、石鹼関係

③ 行政資料の収集

- 中津川市を中心とした、岐阜県内の地理的・歴史的関連資料の収集

④ 視聴覚資料の収集

- 音楽、映画などの視聴覚資料（CD・DVD）の収集

⑤ 障がい者用資料の収集

- 活字を読むのが不自由な人のための点字図書や大活字本、録音図書などの収集

⑥ デジタル資料の収集

- 利用者の調査研究の利便性を図るため、各種データベース等の積極的収集と発信

第2項 資料収集の方針

【基本】

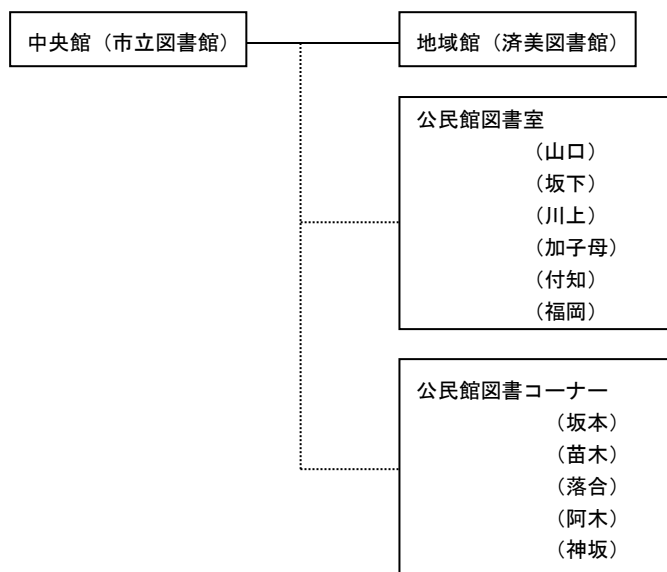
- ・収集については、「中津川市立図書館資料収集方針」「中津川市立図書館の資料収集及び選書のための基準」に沿うものとする。
- ・進捗管理や見直しについては、「中津川市立図書館協議会」の意見を参考にする。
- ・選定基準はホームページへの掲載などにより、広く市民に公開する。
- ・館長及び図書館司書により構成する選書会議を定期的実施する。

第5章 管理運営体制

第1項 図書館の体制

(1) 中央館、地域館、公民館図書室及びコーナーの役割

【体系図】



① 中央館の役割

- ▼中央館、地域館、公民館図書室及びコーナーを連携させて一つの大きな図書館として機能させる。
- ▼地域館を所管し、公民館図書室及びコーナーを含めた組織的サービスを統括する。
- ▼公民館図書室及びコーナーの運営とサービスを支援し、そのための各施設及び関係所管部署との調整を行う。
- ▼中央館、地域館、公民館図書室に所蔵する資料の総合的な管理を行う。
- ▼市内の幼稚園、保育園、小中学校、福祉施設、病院、企業などと連携し、館外貸出や団体貸

出などの配本サービス、読み聞かせなどを実施する。

▼他自治体の図書館、岐阜県図書館、国立国会図書館などを結ぶ相互協力ネットワークにおける中津川市図書館サービスの窓口となる。

▼市民の力を借り、市民との協働による図書館運営を進める。

② 地域館、公民館図書室及びコーナーの役割

▼各施設は、それぞれの地域で身近な図書館として、貸出・返却サービスを行う。

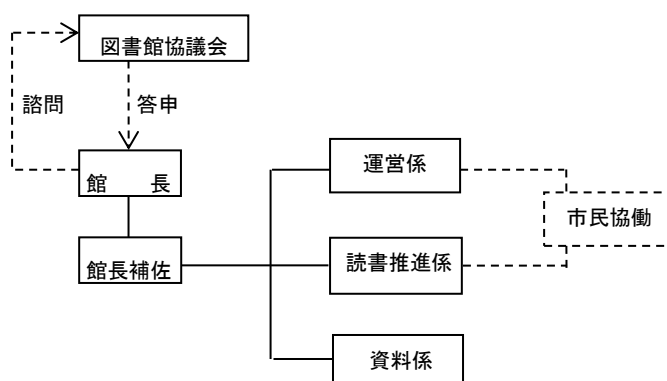
▼地域館、公民館図書室及びコーナーでは、地域の特徴や要求を反映した資料収集・保存を行う。

▼各地域の公民館や学校、各種団体などと連携して、地域の読書活動を進める。

▼図書コーナー未設置の公民館へは、コーナー設置を進め、設置済みの公民館においても、運営方法や配本する資料の構成を検討していく。

第2項 中央館の組織

【組織図】



【係の役割分担】

係名	役割	備考
運営係	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館を運営するための施設管理、人事管理、予算・決算などの総務を担当する。 ・図書館協議会の運営をすすめる。 	
読書推進係	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の読書への意識を高めるため、イベントの開催や広報による啓発を図る。 ・子ども読書活動推進計画の推進と管理を行う。 ・市民との協働による図書館運営を目指し、ボランティアを育成する。 ・ボランティアの活動の場をコーディネートしていく。 	
資料係	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な図書資料の選書・収集・整理・保存など、図 	

	<p>書資料全般業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が資料を利用するための貸出・返却業務を行う。 ・市民の求める情報提供とスムーズなレファレンスサービスへの対応をすすめる。 ・公民館図書室及びコーナーの資料の構築や活用の支援を実施する。 	
--	--	--

第3項 開館時間

名称	曜日など	開館時間	休館日
中央館	火～金曜日	午前9時30分から午後7時まで	<ul style="list-style-type: none"> ・月曜日（祝日の場合はその翌日） ・年末年始 ・図書館整理日（毎月最終の平日） ・蔵書点検期間（年間5日以内）
	土・日・祝日	午前9時30分から午後5時まで	
地域館	月～金曜日	午前9時30分から午後6時まで	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜日 ・祝日 ・年末年始 ・蔵書点検期間（年間5日以内）
	土曜日	午前9時から午後5時まで	

第4項 ボランティアの受入れ

【基本】

- ・図書館ボランティア養成講座の受講生や図書館でのボランティア活動を希望する市民に対し、力が発揮できるような機会をコーディネートし、協働を図る。
- ・地域の公民館図書室（コーナー）を担うボランティアを養成し、協働していく。

第6章 学校図書館との連携

第1項 「中津川市子ども読書活動推進計画」関係

① 調べ学習・学校職員向け貸出への協力等、学校教育への支援

- ◆学校からのリクエストに応えるとともに、カリキュラムに沿った図書資料を提供する。

② 学校図書館活動充実のため、要望に応じてボランティアの紹介や派遣等を実施

- ◆学校からの要望に応え、ボランティアコーディネーターが市民ボランティアの調整を行い、

派遣の段取りを行う。

③ 学校図書館と市立図書館との連携のため、職員司書の交流研修を実施

◆月1回、司書の合同研修会を開催する。

④ 市立図書館、公民館図書室との連携による、学校図書館ボランティア研修の実施

◆学校と協力し、地域住民による「学校図書館を支えるボランティア学習会」を開催する。

第2項 学校配本関係

① 調べ学習に対する支援

◆各教科の学習課程について、あらかじめ学校から情報提供を受け、資料を準備できるよう努め、学習活動を支援する。

② 読書推進に対する支援

◆テーマごとに図書資料をそろえたコンテナを作り、市立図書館から配本することで、子どもたちの視野を広げ、読書推進へつなげる支援を行う。

③ 職場体験受入れ等の実施

◆市内の小学校、中学校の社会体験、職場体験、見学会等の受入れを積極的に進める。

④ 学校図書館担当者との連絡会の実施

◆市立図書館の職員と学校図書館の担当者が定期的に連絡会を開催し、相互の連携、協力等について意見交換の場を設ける。

第7章 施設

第1項 設備

① 図書館サービスの水準を達成し、かつ利用者が安全に安心して利用できる施設・設備を確保するよう努める。

② 高齢者、障がい者、乳幼児とその保護者、外国人、その他特に配慮を必要とする人が、施設を円滑に利用できるよう努める。

③ 既存の設備については、不具合箇所の改修や定期的なメンテナンスにより、あるべき図書館の姿に近づけるよう努める。

第2項 システム

① 図書館情報システムの更新

▲市民が暮らしの中で必要としている資料・情報を、的確かつ迅速に提供するため、図書館情報システムの更新時期に合わせ、より質が高く、費用対効果の高いシステムへの更新を検討する。

② 利用者サービス

▲貸出業務（貸出、返却、予約、督促）、利用者管理業務、資料・情報検索などの業務を、より迅速かつ誤りなく行えるシステムを整え、利用者へのサービス向上を図る。

③ 図書館業務

▲選書・発注・登録、資料受入、目録整理、蔵書管理業務（蔵書点検、統計業務、除籍）、典拠管理業務、統計業務、運用管理業務などを効率よく行う。

④ ネットワーク部門

▲ホームページの充実を図り、広く市民に迅速・的確、かつ楽しい情報提供を行う。

▲公共無線 LAN 等の活用を進め、利用者自身による情報・資料の検索を容易にする。

▲情報リテラシーの習得・向上を支援し、高度なネットワークの利用にも対応できる体制を整備する。

第3項 各種機器の活用

図書館利用者の利便性を高め、図書館の運営管理の効率化を図るため、各種機器を導入する。

① 利用者端末

所蔵資料の情報が誰にでも検索できるように中央館と地域館に配置している。また、公民館図書室及びコーナーでは、携帯情報端末を活用した所蔵資料の検索を可能にする。

② インターネット端末

館内にインターネット閲覧が可能な端末を設置するとともに、ノートパソコンの持ち込みによるインターネット利用が可能な環境をつくる。

③ 電子メディア・オンラインデータベースシステム

▲CD-ROM や DVD-ROM などのパッケージ型電子資料が館内で利用できるよう、再生装置の貸出しを行っている。今後も新しいメディアによる資料の増加が予想されることから、そのメディアの安定性・将来性を考慮しながら対応できるように努める。

▲新聞記事検索や論文検索、ビジネス情報、法律データベース、百科事典等オンラインデータベースとの接続利用を検討していく。

④ 複写機

カラーコピー機を設置し、著作権の範囲内で複写サービスを提供する。

⑤ 視聴覚機器

可能な限り利用者の自由度が大きく、扱いやすいシステムを採用する。また、ヘッドフォン

などは衛生面に配慮した設備を用いる。

⑥ 電子書籍対応端末

市民が電子書籍に触れる機会を確保するため、試験的に電子書籍対応端末の導入を進める。